

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百一十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十七年九月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第一〇四号
指定に係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十七年九月十一日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県坂戸市大字片柳字西ヶ谷戸二百九十一から埼玉県坂戸市大字片柳字西ヶ谷戸二百九十三―一まで</p> <p>埼玉県坂戸市大字片柳字馬場先千六百三十六から埼玉県坂戸市大字片柳字馬場先千六百二十四まで</p> <p>埼玉県坂戸市大字片柳字馬場先千六百二十八から埼玉県坂戸市大字片柳字馬場先千六百三十八まで</p> <p>埼玉県坂戸市大字片柳字中村二千百七十八―一から埼玉県坂戸市大字片柳字中村二千百五十九まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>四十三・〇〇</p> <p>五十九・六三</p> <p>百十四・〇〇</p> <p>四十一・〇〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>六・〇〇</p> <p>六・〇〇</p> <p>六・〇〇</p> <p>六・〇〇</p>

指定番号	第一〇四号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十七年九月十一日
指定に係る道路の位置	埼玉県坂戸市大字片柳字西ヶ谷戸三百九十一 ―二から埼玉県坂戸市大字片柳字西ヶ谷戸二 百九十一まで
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	三十・〇〇
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇〇